

児童ポルノ事犯

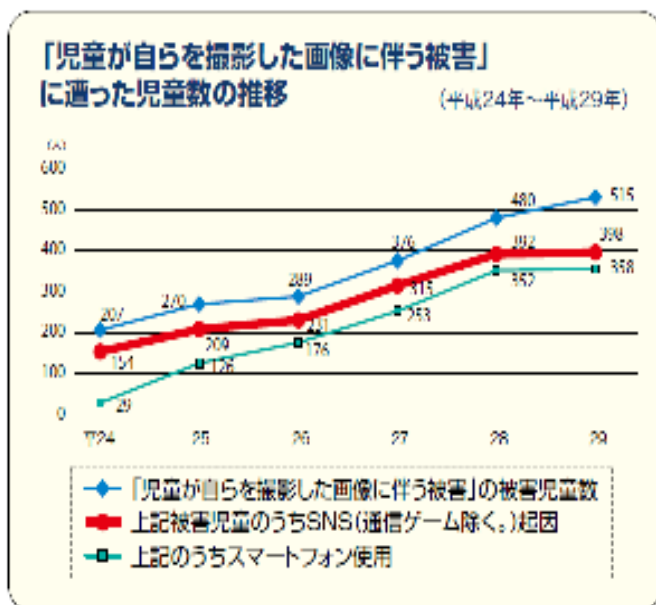
～「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」防止～

児童が自らを撮影した画像に伴う被害が増加

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

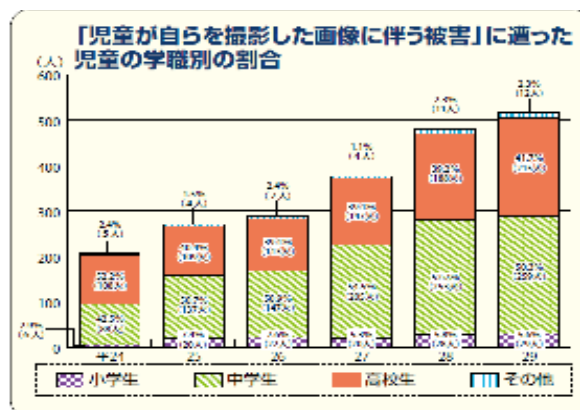
平成29年における児童ポルノ事犯の「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数は**515人**であり、平成24年（**207人**）から毎年増加しています。

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、SNSに起因するものが**約8割**を占め、また、スマートフォンを使用してSNSにアクセスしたことに起因するものが**約7割**を占めています。



「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童の半数以上が中学生

学級別では、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の50.3%が中学生であり、41.7%が高校生です(平成29年)。「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の約9割が中学生と高校生です。



「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」防止のために

デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは事実上不可能です。また、今は「この人なら大丈夫」と思って裸の写真を送ったとしても、後になって、取り返しのつかない危険が生じてしまいます。

そこで、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」遭わないために次のことを守ってください。

○自分の裸をスマートフォン等で撮影しない。

○交際相手や友達などの信用している相手であっても、自分の裸の写真を送らない。とりわけ、面識のないもの（SNSの相手等）に対しては、送らない。

<参考>警察庁「少年からのシグナル」を参考にして作成

<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/signal/signal2018.pdf>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp